

たいにい・ぼっくすつうしん

Vol.44

平成30年
11月12日

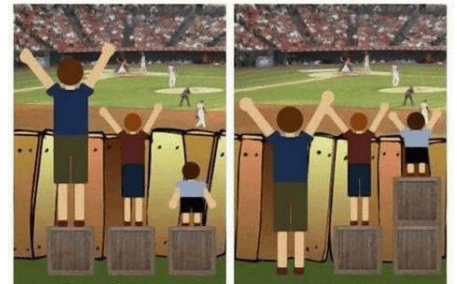
合理的配慮について考える。

障害者差別解消法ができて3年目となります。合理的配慮という言葉が使われ始めてからの歳月と同じとなりますが、どれだけ、私たちの日常に浸透したのでしょうか。

テーマパークにいくと、障がい者であることを説明すれば、長時間列に並ばなくても指定された時刻に行けば優先的にアトラクションに案内してくれます。障がい者駐車スペースはあらゆる駐車場に設けられています。視覚が不自由な方のために、公共施設等で点字表記・点字ブロックが整えられています。これらは合理的配慮という言葉が使われる前から存在していましたが、「特別扱いだ」「不平等だ」といった感情を持つ人の声が、後を絶たしません。利用する側はもやもやした気持ちや申し訳ない気持ちを抱えています。

下のイラストはネットからもらった絵で、左側が“平等”右側が“公正”と説明されています。左側のイラストは、ひとり1個ずつ箱をもらっていますが背の低い子はまだ見えるようになっていません。見るためにもう一個箱が欲しいと言うと、「特別扱い、不平等になるので。観る方法は他にもありますよ。」と断られたので、自宅に戻ってTV観戦しました。結果、「観戦ができたのでよかった」という話にはなりません。合理的配慮が求めているのは“平等”ではなく“公正”の考え方で、背の低い子には当然の様に2個の箱を用意して、みんなと同じ環境を提供すること。これを拒否することは差別であると定めたのが障害者差別解消法です。

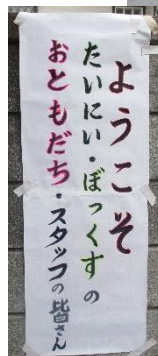
ここでいう“特別”と“平等”は、合理的配慮の考え方を欠いています。この試合観戦のイラストを、社会生活や学校生活に照らし合わせ、同じような場面になっていないか見つめなおし、提供側であれば合理的配慮の義務に邁進しなければなりません。行政機関は合理的配慮に関して「法的義務」がありますので、学校にはもっと求めることができます。期待を込めて。



たいにい のようす



ハロウィンを埋め込み食紅を付けて目玉を作りました。マシユマロにマール



ハロウィンの日は新町商店街のお住いにご協力いただき訪問。たくさんのお菓子をもらいました。

12月 の予定
カレンダー作り
クリスマス会・カラオケ大会

12月 休業日

1日 2日

8日 9日

15日 16日

22日 23日 24日

29日 30日 31日

